

ハラスメント相談マニュアル（心得）

相談にあたって留意すること

< 決め手は初期消火。相談員の態度が大切です >

相談は必ず複数で行ないましょう（できれば男女で）。

申し立て者、被申し立て者、証人などのヒアリングはそれぞれ個別で行ないましょう。

申し立て者と、被申し立て者の事情聴取は、必ず同じメンバーで行ないましょう。

相談に入る前に出来る限り訴え内容を書面にして、相談者に署名して貰いましょう。

（気軽に相談したいなど、相談者の意図とタイミングに配慮すること）

事実認定が固まるまでは「・・・が出来る」など、相談者に過剰な期待を抱かせることは慎み、公正を心がけましょう。

相談相手（申し立て者、被申し立て者の両者とも）の気持ちに理解を示しましょう。

相談相手は、怒り、悲しみ、屈辱感、悔しさ、自責、無力感、抵抗感や反感など様々な感情が入り乱れています。相談相手の感情に翻弄されないように気をつけましょう。

まず相談相手を落ち着かせましょう。

相談相手の気持ちに理解を示しつつも、客観的態度を持ち続けましょう。

まずは相談相手に気持ちの整理をして貰いましょう。

申し立て者との相談初期段階では「どういう対応をして欲しいと考えていますか？」という質問をしてはいけません。相手は落ち着いていないので過大な要求や、遠慮することがあり不満が残ることがあります。落ち着いたら、要求を聞きましょう。

心理的ケアを必要とすると感じたら、カウンセラーや精神科医への橋渡しを早急に検討しましょう。

「何もやる気がしない」、「いつもおびえている」などという発言があった場合は、SOSのサインです。